

中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント事業
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント事業の委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その透明性・公平性を確保するため、中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント事業業務委託に係るプロポーザル方式による企画提案の審査を行い、優秀な業者を選定する。

(構成)

第 3 条 委員会は、副町長、総務課長、企画情報課長、生涯学習課長、外部有識者等の 5 名をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 18 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。